

# 東日本大震災からの復興に向けた 厚生労働省の対応について



平成28年1月19日  
厚生労働省復興対策本部

# 東日本大震災からの復興に向けた取組

## 健康・生活支援に関する取組み、被災地の医療・介護提供体制の整備

### 【現状と課題】

- 避難生活の長期化に伴い懸念される心身の健康状態の悪化や、コミュニティの弱体化・被災者の孤立が課題。
- また、特に福島県については、原発事故後の沿岸部(相双地域、いわき市)の医療・介護提供体制や、避難指示解除の動きと連動した、医療・介護提供体制の整備への対応が求められているところ。

### 【対応】

- ①被災者の見守り・相談支援、②仮設住宅における介護等のサポート拠点の運営、③保健師による健康相談等の保健活動、④専門職種による訪問活動等の被災者の心のケア、⑤訪問による相談・支援等の被災した子どもに対する支援等を進める。
- 医療提供体制については、地域医療再生基金を活用した体制整備の支援を継続するとともに、特に福島県相双地域等については、本省から現地へ職員を派遣し、現地のニーズを聴きながら福島県との緊密な連携の下で、支援を進める。
- 介護提供体制については、「被災地における福祉・介護人材確保事業」(福島県相双地域等の介護施設等での就労を条件とした奨学金の貸与など)等による介護人材の確保のための支援を行う。

## 被災地の雇用情勢と雇用対策

### 【現状と課題】

- 被災地の雇用情勢は全体として落ち着いてきているものの、沿岸部については人口減少、復旧・復興の遅れにより雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域もある。また、ミスマッチ(職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況)が見られる。

### 【対応】

- ミスマッチの解消、産業施策と一体となった雇用創出等により、被災3県の被災者の就職支援を推進。

### 【被災3県の雇用情勢】

○有効求人倍率の動向 (倍)

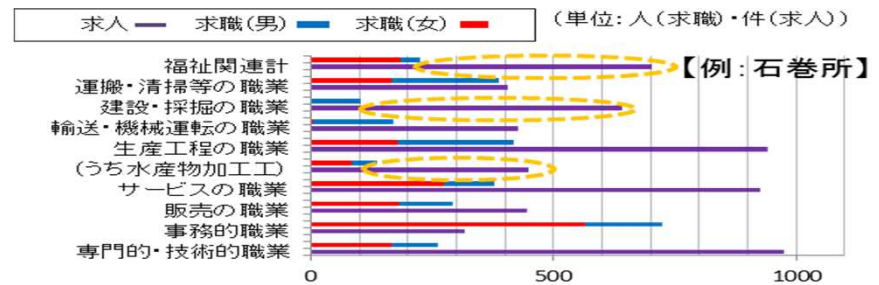
	27年11月	23年2月
岩手	1.22	0.50
宮城	1.36	0.52
福島	1.46	0.51

(全国：1.25)

○雇用保険被保険者数 (人、%)

	27年11月	前年比	5年前との比	
3県計	1,623,112	2.0	7.2	
岩手県	362,349	0.9	4.9	
宮城県	698,605	2.0	8.4	
	気仙沼	17,702	2.7	▲3.8
	塩釜	33,227	2.2	1.4
福島県	562,158	2.6	7.0	

### 【求人・求職の状況】



# 東日本大震災からの復興に向けた取組（原発事故に伴う対応）

## 原発事故における厚生労働省の対応

### ● 住民の健康確保

⇒ 住民の健康管理（被ばく線量の推計、甲状腺検査、健康診査等）、健康不安対策（リスクコミュニケーション等）について、環境省を中心に各省庁が協力して対応（厚生労働省は、技術的・人的サポートの役割を担当）。

### ● 食品の安全性確保

⇒ 食品の安全・安心を確保するため、国際的な指標を踏まえて設定した食品衛生法の基準値※に基づき、基準値を超過する食品が市場に流通しないよう措置。 ※ 基準値は、年間線量1ミリシーベルトを超えないように設定。

### ● 原子力発電所の事故に係る労働者の労働災害・放射線障害防止対策

#### ◆ 東京電力福島第一原子力発電所(1F)作業員の健康・安全確保の対策

・ 被ばく線量の低減などを関係事業者に対して指導するとともに、平成27年6月の廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議による中長期ロードマップの改訂において、東京電力、元方事業者等が一体となった安全衛生管理体制の強化などの措置を追加し、その効果的な実施のため、同年8月にガイドラインを策定。

#### ◆ 緊急作業従事者に対する疫学的研究の実施

・ 専門家検討会報告書の提言（平成26年6月）を踏まえ、緊急作業従事者約2万人全員を対象集団として、生涯にわたる健康影響調査を順次実施（平成26年度より先行研究、平成27年度から本格研究）。

#### ◆ 通常被ばく限度を超えた緊急作業従事者に係る長期的な健康管理

・ 1Fの緊急被ばく限度の一時的引上げ(250mSv)により、緊急作業期間中に、通常被ばく限度(5年あたり100mSv)を超える被ばくを受けた労働者が存在したため、これまでも行ってきた健康管理に加え、緊急被ばく線量と通常被ばく線量の合算が生涯で1Svを超えないようにするという観点から、これらの労働者への線量管理方法等(※)について、平成27年8月に大臣指針を改正。

※ これまで受けた累積線量を元に生涯1svを超えないよう平成28年4月からの新たな線量管理期間（5年間）における被ばく線量限度を作業員ごとに設定。

#### ◆ 原子力緊急事態が発生した場合に備えた被ばく限度の設定

・ 1Fの事故時に、原子力緊急事態宣言後に、緊急被ばく限度を引き上げた教訓を踏まえ、危機管理の観点から、緊急被ばく限度、従事者の範囲等を予め定めておくこととし、特例緊急作業時の緊急被ばく限度の上限(250mSv)を決定。厚生労働省では、平成27年8月に、緊急被ばく限度を引き上げる条件や緊急作業期間中の健康管理、事前の教育の実施について省令を改正。

# 目次①

## 《健康・生活支援関係》

○ 被災者支援総合交付金	6
○ 被災者見守り・相談支援事業	8
○ 寄り添い型相談支援事業	9
○ 仮設住宅サポート拠点運営事業	10
○ 被災地健康支援事業	11
○ 東日本大震災被災自治体における保健師の確保に向けた取組への協力依頼	12
○ 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	13
○ 被災者の心のケア支援事業	14
○ 東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置(窓口負担・保険料の減免)	16
○ 東日本大震災における被用者保険の特別措置(窓口負担の免除・保険料の減免)	17
○ 介護施設等の災害復旧	18
○ 障害者施設等の災害復旧	19
○ 障害者施設の事業復旧にかかる施設整備	20
○ 障害者福祉サービス事業再開支援事業	21
○ 児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費	22
○ 児童福祉施設等の事業復旧に係る設備整備	23
○ 保健衛生施設等災害復旧費補助金	24
○ 水道施設の災害復旧に対する支援	25

# 目次②

## 《医療・介護の提供体制整備関係》

- 地域医療再生基金 ..... 26
- 地域医療支援センター運営事業 ..... 27
- 被災地における福祉・介護人材確保事業 ..... 28

## 《雇用対策関係》

- 被災者の就労支援施策パッケージ ..... 29
- 復興・創生期間における総合的な雇用対策 ..... 30
- ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援 ..... 31
- 福島避難者帰還等就職支援事業 ..... 32
- 原子力災害対応雇用支援事業 ..... 33
- 事業復興型雇用創出事業 ..... 34

## 《原発事故に伴う対応関係》

- 食品中の放射性物質への対応の流れ ..... 35
- 食品中の放射性物質に関する基準値の設定 ..... 36
- 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品 ..... 37
- 流通食品での調査 ..... 38
- 食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組 ..... 40
- 東電福島第一原発作業員の被ばく線量管理の対応と現状 ..... 41
- 東電福島第一原発における安全衛生管理をめぐる状況 ..... 42
- 東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する取組 ..... 43
- 除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策等 ..... 44
- 東京電力福島第一原発緊急作業従事者に対する疫学的研究 ..... 45

# 被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

28年度予算（案） **220億円**【復興】  
（27年度予算額 59億円）

## 事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から4年半が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

### <主な拡充内容>

- ① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担う子どもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。
- ② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。
- ③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。
- ④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。
- ⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

## 事業イメージ・具体例

### I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援 【追加・統合】

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業    |               |
| ・住宅・生活再建支援    | ・コミュニティ形成支援   |
| ・「心の復興」       | ・県外避難者支援      |
| ・高齢者等日常生活サポート | ・被災者支援コーディネート |

### II. 被災者の日常的な見守り・相談支援 【統合】

- |                |
|----------------|
| ②被災者見守り・相談支援事業 |
|----------------|

### III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営 【統合】

- |                 |
|-----------------|
| ③仮設住宅サポート拠点運営事業 |
|-----------------|

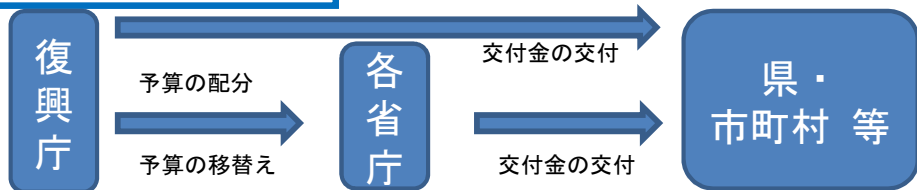
### IV. 被災地における健康支援 【統合】

- |            |
|------------|
| ④被災地健康支援事業 |
|------------|

### V. 子どもに対する支援

- |                              |
|------------------------------|
| ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業      |
| ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 |

## 資金の流れ

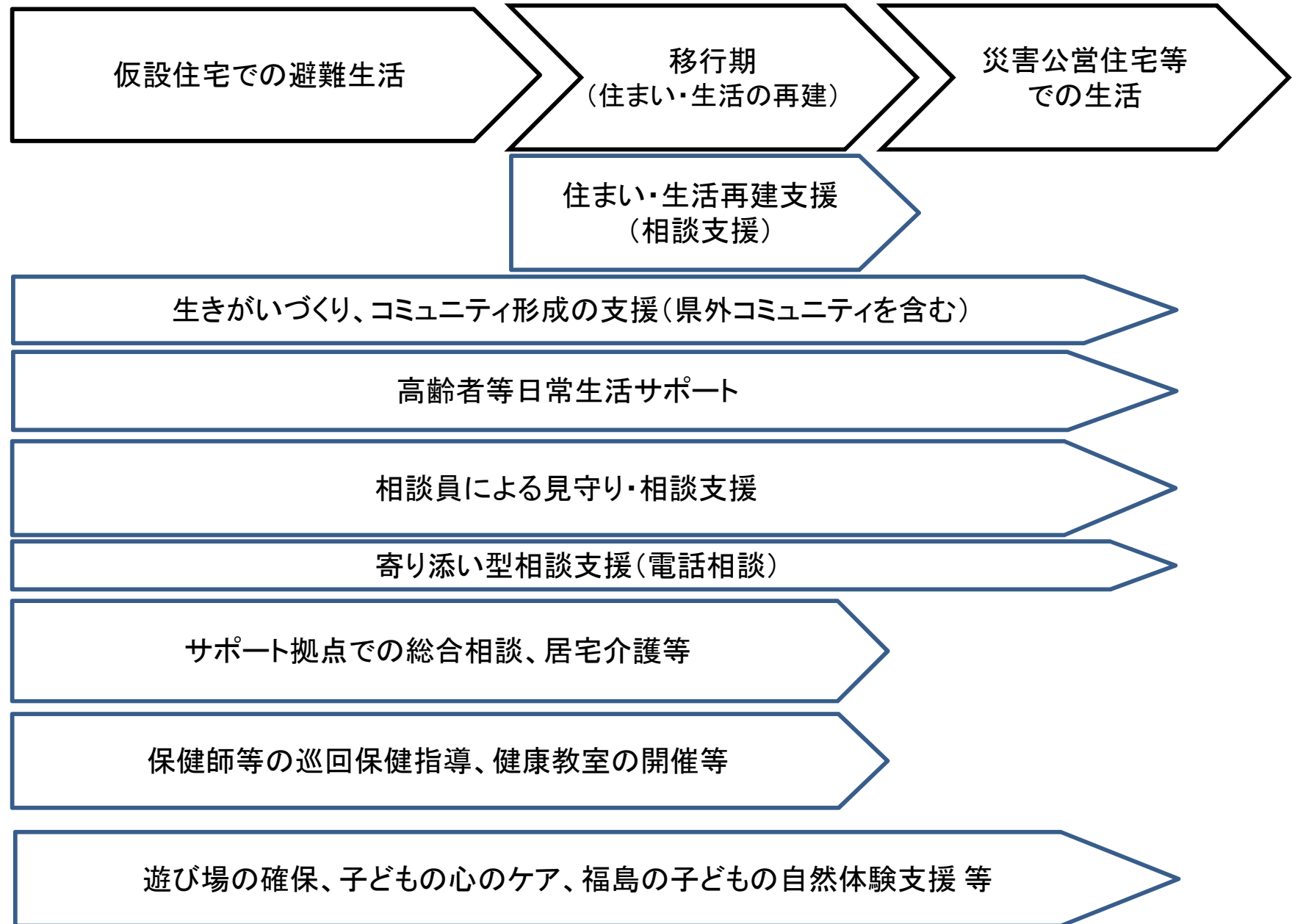


## 期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

# 総合交付金による被災者の住宅・生活再建の進捗に対応した被災者支援の実施

○「被災者支援総合交付金」により、仮設住宅での避難生活から災害公営住宅等へ移行まで、各地域の被災者支援を取り巻く課題に対応し、一貫した支援の実現を図る。



# 被災者見守り・相談支援事業

平成28年度予算(案)：復興庁所管「被災者支援総合交付金」220億円の内数

○ 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、地域支え合い体制づくり事業や震災等対応雇用支援事業など、これまでの見守り・相談支援関連予算の一元化を図った上で、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行うことを通じて、より効率的な被災者に対する見守り・相談支援体制を構築する。

- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
- ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
- ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
- ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
- ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

国又は被災三県及び管内市町村等  
【実施主体】

社会福祉協議会等



相談員の配置



被災者のニーズに応じた  
総合的な相談支援の実施



## ① 見守り・相談支援ネットワークの構築

→ 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。



## ② 被災者の見守り・相談支援

→ 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。



## ③ 相談員の活動のバックアップ

→ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等を実施する。



## ④ その他被災者の見守り・相談支援と一体的に行われる取組

→ 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催など孤立感解消のための取組を実施する。



## ⑤ よりそいホットラインと連携した被災者支援

→ よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。



# 寄り添い型相談支援事業

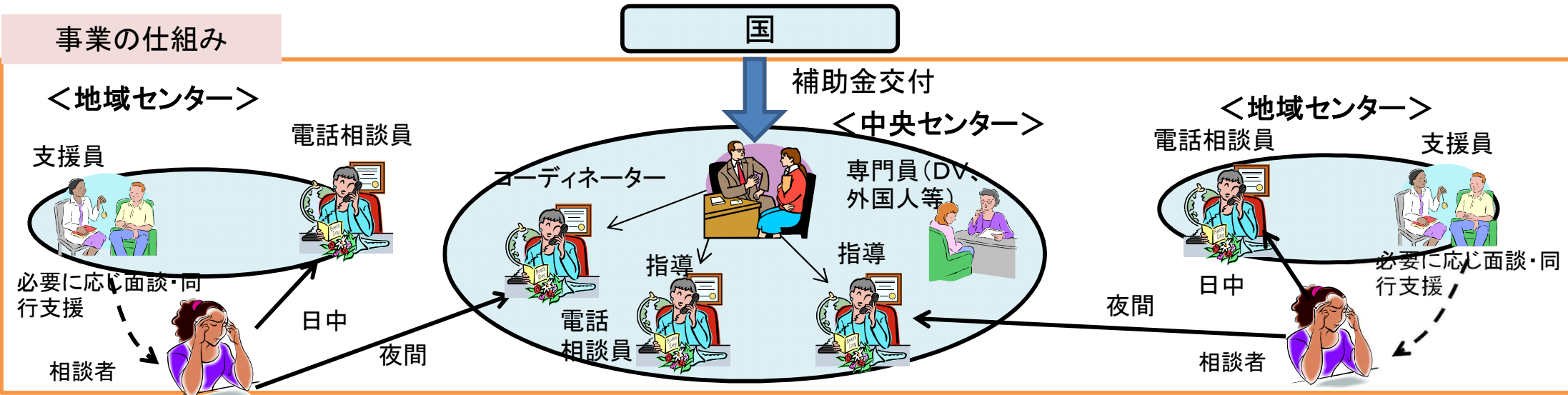
平成28年度予算(案) : 750,000千円(一般会計分)

- 一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行う。
- 事業は、公募により選定した法人((社)社会的包摂サポートセンター)が実施。「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。
- 「中央センター」は、事業全体を統括するとともに、地域センターでは対応できない時間や地域等を補完する形で全国からの電話相談を受け付ける。「地域センター」は、担当する地域からの電話相談を受け付けるとともに、必要に応じ、面接相談、同行支援を行い、相談者の具体的な問題解決につなげる支援を行う。
- 平成27年度予算額: 11.4億円 <被災地支援事業(東日本大震災復興特別会計(復興庁計上)、4.4億円)と全国支援事業(一般会計・厚生労働省計上)、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(283億円)の内数)>
- 寄り添い型相談支援事業選定・評価委員会委員 (◎座長)
 

◎田中 滋(慶応義塾大学大学院名誉教授)	鎌田 實(諏訪中央病院名誉院長)
宮本 みち子(放送大学副学長)	岩淵 勝好(東北福祉大学教授)

H26.4月～H27.3月年間コール数  
総呼数 約1,180万件

## 事業の仕組み



## これまでの経過

- ・平成23年度第3次補正予算により事業開始 (内閣府において予算計上を行い、厚労省に移し替えを行い事業実施※H24年度までの取扱い)
- ・平成25年度予算からは、「被災地(岩手、宮城、福島)事業」と「全国(被災地3県を除く)支援事業」と区分を分けて事業実施。
- ・平成28年度予算(案)においては、被災地からの電話相談に係る事業費を一般会計に統合する一方、寄り添い型相談支援事業と連携し、被災者の抱える課題の具体的な解決を図るための支援等を行う「被災者見守り・相談支援事業」を創設し、被災者に対する相談支援を引き続き推進。

# 仮設住宅サポート拠点運営事業

平成28年度予算（案）：復興庁所管「被災者支援総合交付金」220億円の内数

東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成28年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施。）

- 実施主体：岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村等
- 事業内容

被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援（専門相談）など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

## 【参考】

◆ 介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業（震災対応分）） → 平成27年度末をもって終了予定

※ 基金での予算措置状況

平成23年度1次補正予算額	70億円	平成23年度3次補正予算額	90億円
平成25年度当初予算額	23億円	平成26年度当初予算額	15億円
平成27年度当初予算額	18億円		

# 被災地健康支援事業(被災者支援総合交付金)

平成23年度第3次補正予算額	29億円
平成26年度予算額	10億円
平成27年度予算額	4億円
平成28年度予算(案)	被災者支援総合交付金(復興庁所管) 220億円の内数

<東日本大震災復興特別会計>

- 住宅の再建は順次進められているが、完了までにはなお年数を必要とする状況。仮設住宅における生活の長期化により、生活不活発病や高血圧症の増加、栄養バランス等食生活の乱れや身体活動量の低下などを懸念する指摘もあり、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の方の健康支援は重要な課題。
- 被災自治体における健康支援活動の強化を図るため、仮設住宅等を中心とした保健活動等を支援。

## 【事業の対象地域】岩手県、宮城県、福島県

(平成27年度までは既設の介護基盤緊急整備等臨時特例基金への積み増しにより対応してきたところ。平成28年度においては、復興庁所管の被災者支援総合交付金のメニューに追加して対応。)

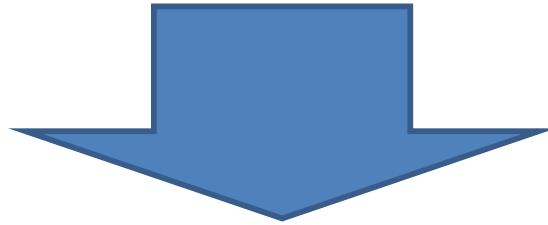
## 【事業内容】

県・市町村が、各被災地の実情に応じて実施する以下のような事業を支援。

- 仮設住宅入居者等を対象とした多様な健康支援活動の実施及びそれらを担う専門人材の確保
  - ・全戸訪問等による巡回健康相談などの実施
  - ・支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ
  - ・生活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催
  - ・歯科医師等による歯科検診・指導
  - ・管理栄養士等による栄養・食生活指導
  - ・保健師、管理栄養士等の専門人材の確保 等
- 被災者に対する効果的な健康支援方策を検討する協議会の運営
- 被災者特別健診等事業
  - 特定健診非対象者(18~39歳未満)に対する健康診査等の実施や特定健診の項目追加 など

# 東日本大震災被災自治体における保健師の 確保に向けた取組への協力依頼

○東日本大震災の被災自治体から、保健師の派遣要望が寄せられていることから、保健師の確保に向けた取組の強化が課題となっているところ。



○それらを担う専門人材の確保策として、以下のような取組を行ったところであり、今後も引き続き保健師の確保について支援していく必要がある。

- ・平成26年3月末に復興庁と厚生労働省の連名で、関係団体及び全国の自治体あてに協力依頼通知を発出
- ・平成26年8月に、国民健康保険中央会あてに、在宅保健師の会に所属する保健師への周知を依頼
- ・平成26年12月および平成27年12月に、全国の自治体あてに保健師派遣の協力依頼通知を発出

# 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について

(復興庁所管・被災者支援総合交付金)

28年度予算(案):220億円の内数(27年度:59億円の内数)

## 概要

被災した子どもへの支援として、子どもをもつ家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、遊具の設置、子どもの心と体のケア等を被災者支援総合交付金において実施する。

## 対象事業

### (1)子ども健やか訪問事業

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

### (2)仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが、安心して過ごすことができるスペースを確保し、かつ、子どもの遊びをサポートする者等を配置する。

### (3)遊具の設置や子育てイベントの開催

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

### (4)親を亡くした子ども等への相談・援助事業

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

### (5)児童福祉施設等給食安心対策事業

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

### (6)保育料等減免事業

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施する。

# 被災者の心のケア支援事業

平成28年度予算(案)  
14億円

心のケアセンターを設置するための経費として、岩手県・宮城県・福島県に補助金を交付

## 岩手県こころのケアセンター

平成24年2月15日開設  
受託団体:岩手医科大学

中央センター  
久慈地域センター  
宮古地域センター  
釜石地域センター  
大船渡地域センター

## みやぎ心のケアセンター

平成23年12月1日開設  
受託団体:宮城県精神保健福祉協会

基幹センター  
石巻地域センター  
気仙沼地域センター  
市町村派遣

仙台市への補助  
・相談員の配置

## ふくしま心のケアセンター

平成24年2月1日開設  
受託団体:福島県精神保健福祉協会

基幹センター  
県北方部センター  
県中方部センター  
県南方部センター  
会津方部センター  
いわき方部センター  
相馬方部センター(NPO委託)  
市町村派遣

## 心のケアセンターの業務

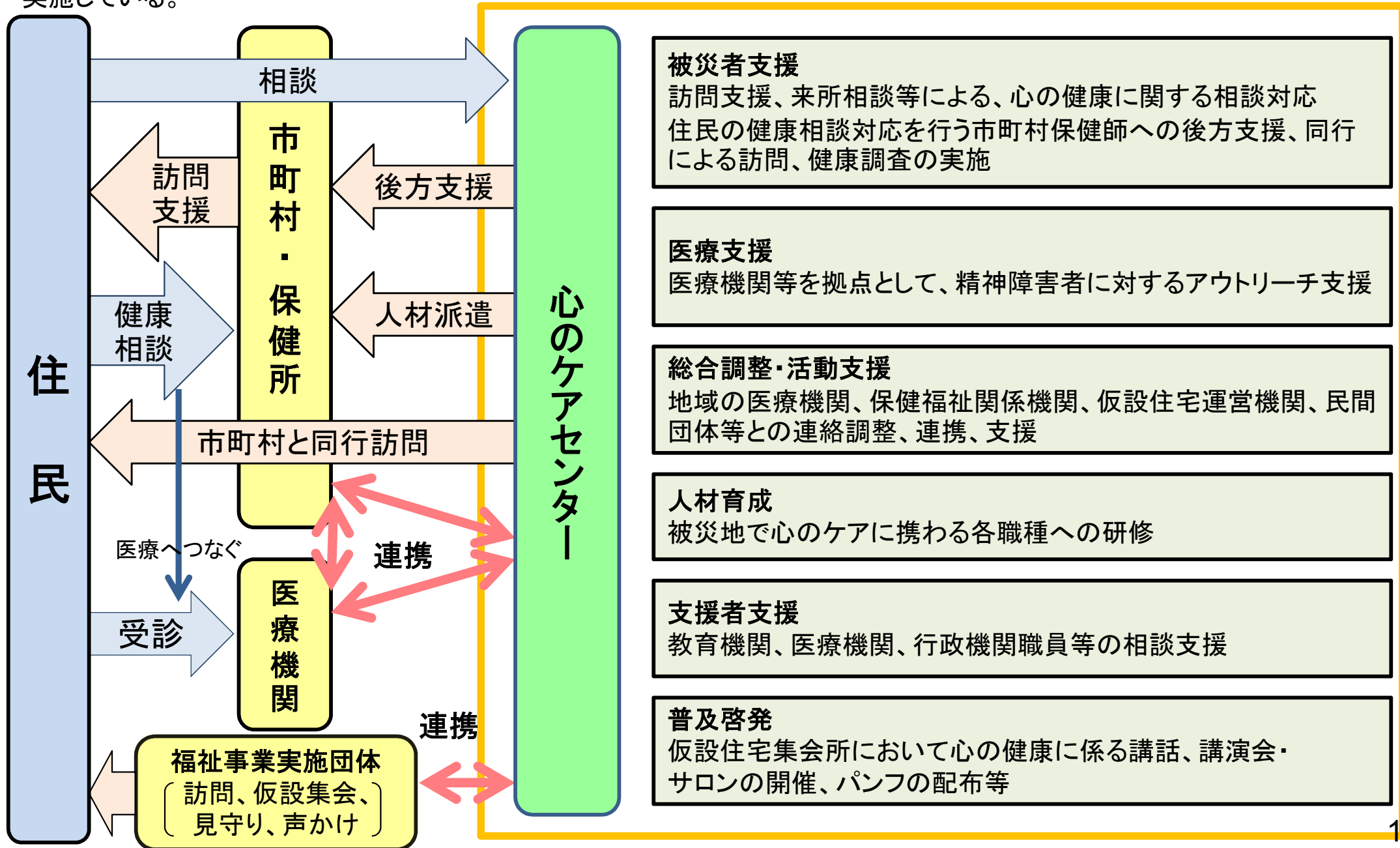
- ・災害関連の精神保健医療福祉対策の総合的コーディネート
- ・PTSD、うつ病等精神疾患に関する相談支援、精神障害者に対する相談支援
- ・被災者の自宅、仮設住宅等の訪問による支援、病院を拠点とした精神障害者に対するアウトリーチ
- 心の健康に関する情報収集、普及啓発、人材育成、人材派遣

## 心の健康に関する現在の状況

- ・PTSD、うつ病、不安障害、アルコール問題が顕在化
- ・ようやく震災について話しはじめる被災者
- ・仮設居住が続き生活再建、産業復興、雇用回復はまだ途上
- ・放射線からの避難の継続

# 被災者の心のケア支援事業

岩手、宮城、福島の各県に心のケアセンターを設置し、東日本大震災被災者の心のケア(精神保健)に関する各種の事業を実施している。



# 東日本大震災における国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・障害福祉サービス等の特別措置

## (窓口負担・保険料の減免)

### 被災地全域

平成28年度予算(案)

医療保険: 87億円  
介護保険: 45億円  
障害福祉サービス等: 16百万円

#### 【震災発生(平成23年3月)から1年間】

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)及び特定被災区域(注2)の住民の方等について、窓口負担・保険料を免除
- 国により全額を財政支援(平成23年度補正予算及び特別調整交付金)

※「特別調整交付金」とは、災害等による窓口負担・保険料減免などによる給付費増などを全国レベルで調整する交付金(国民健康保険等の仕組み)

### 避難指示区域等

#### 【平成24年度～平成27年度】

- 窓口負担・保険料の免除を延長
- 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
- 旧避難指示区域等(注3)・の上位所得層(注4)の住民
  - ・平成26年10月以降順次、特別措置の対象外(注5)
  - ・本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能  
⇒ 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

### 特定被災区域(避難指示区域等以外)

#### 【平成24年9月末まで】

- 窓口負担の免除及び保険料の減免を延長
- 国により全額を財政支援(特別調整交付金)

#### 【平成24年10月以降】

- 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

#### 【平成28年度】

- ① 帰還困難区域等(注6)の住民及び旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域(注7)の上位所得層以外の住民
  - 窓口負担・保険料の免除をさらに1年延長
  - 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
- ② 旧避難指示区域等の上位所得層の住民
  - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能
- ③ 旧避難指示解除準備区域の上位所得層の住民
  - 平成28年9月末まで、窓口負担・保険料の免除をさらに半年延長  
⇒ 国により全額を財政支援(復興特会及び特別調整交付金)
  - 平成28年10月以降、特別措置の対象外
  - 本来の制度により、保険者の判断で窓口負担・保険料の減免が可能  
⇒ ②及び平成28年10月以降の③の減免について、財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内(障害福祉サービス等にあつては1/2)の額を財政支援(特別調整交付金等)

(注1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された(a)旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度以前に指定が解除された(b)旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)の2つの区域等をいう。

(注4) 「上位所得層」とは、医療保険では高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(国保・後期高齢者医療では、年収約840万円以上)。介護保険及び障害福祉サービス等では、その基準に相当する基準を設定。

(注5) 「旧避難指示区域等」の内、(a)旧緊急時避難準備区域等の上位所得層については平成26年10月から、(b)旧避難指示解除準備区域等の上位所得層については平成27年10月から、特別措置の対象外としている。

(注6) 「帰還困難区域等」とは、避難指示区域等から再編された区域であつて、平成28年4月1日時点において設定されている①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。(平成28年度に解除された区域を含む。)

(注7) 平成27年度に指定が解除された檜葉町の旧避難指示解除準備区域をいう。

(※1) (注1)～(注3)・(注6)・(注7)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

(※2) 避難指示区域等の窓口負担・保険料の免除措置に対する全額の財政支援の財源構成割合(復興特会:特別調整交付金)は、国保・後期高齢者医療においては、平成26年度以前の8:2から、平成27年度から7:3に変更。介護保険においては、平成26年度以前は全額復興特会であつたが、平成27年度から9:1に変更。



# 東日本大震災における被用者保険の特別措置 (窓口負担の免除・保険料の減免)

平成28年度予算(案)  
医療保険: 87億円  
介護保険: 45億円  
障害福祉サービス等: 16百億円

## 被災地全域

### 【震災発生(平成23年3月)から1年間】 (窓口負担)

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う避難指示区域等(注1)の住民の方等について、窓口負担を免除
- 保険者の財政状況に応じて国により**財政支援**(平成23年度補正予算)

### (保険料)

- 震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所について、保険料の納付を免除
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(平成23年度補正予算)  
⇒ 平成24年3月以降は、賃金水準に応じて保険料負担

## 避難指示区域等(注1)

### 【平成24年度～平成27年度】

- 窓口負担の免除を**延長**
- 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(復興特会)
- **旧避難指示区域等(注3)の上位所得層(注4)の住民**
  - ・ **平成26年10月以降順次**、保険者の判断で窓口負担の減免が可能(注5)  
⇒ 国による財政支援はなし(保険料負担)

## 特定被災区域(注2) (避難指示区域等(注1)以外)

- 保険者判断で窓口負担の減免が可能
  - 【協会けんぽ】 窓口負担 : 平成24年9月末まで延長
  - 【健保組合】 窓口負担 : 保険者判断により延長対応
- ⇒ 国による財政支援はなし(保険料負担)

### 【平成28年度】

- ① **帰還困難区域等(注6)の住民及び旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域(注7)の上位所得層以外の住民**
  - 窓口負担の免除を**さらに1年延長**
  - 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(復興特会)
- ② **旧避難指示区域等の上位所得層の住民**
  - 保険者の判断で窓口負担の減免が可能
- ③ **旧避難指示解除準備区域の上位所得層の住民**
  - **平成28年9月末まで**、窓口負担の免除を**さらに半年延長**  
⇒ 保険者の財政状況に応じて、国により**財政支援**(復興特会)
  - **平成28年10月以降**、保険者の判断で窓口負担の減免が可能  
⇒ 国による財政支援はなし(保険料負担)

(注1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいう(いずれも、解除・再編された場合を含む)。

(注2) 「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

(注3) 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された(a)旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)、平成26年度以前に指定が解除された(b)旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点)の2つの区域等をいう。

(注4) 「上位所得層」とは、高額療養費における上位2つの所得区分の判定基準を参考に設定(標準報酬月額53万円以上)。

(注5) 「旧避難指示区域等」の内、(a)旧緊急時避難準備区域等の上位所得層については平成26年10月から、(b)旧避難指示解除準備区域等の上位所得層については平成27年10月から、特別措置の対象外としている。

(注6) 「帰還困難区域等」とは、避難指示区域等から再編された区域であって、平成27年4月1日時点において設定されている①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。(平成27年度に解除された区域を含む。)

(注7) 平成27年度に指定が解除された檜葉町の旧避難指示解除準備区域をいう。

(※) (注1)～(注3)・(注6)・(注7)の区域等の住民については、震災発生後、他市町村へ転出した方を含む。

# ○ 介護施設等の災害復旧

平成28年度予算(案) 25.5億円  
(社会福祉施設等災害復旧費補助金<東日本大震災復興特別会計>)

## 1. 概要

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成28年度に復旧が予定されている施設の復旧に要する費用について、財政支援を行う。

## 2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム
- 等

## 3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費  
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

## 4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

## 5. 補助率の引上げ

- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
  - 1/2 → 2/3に引上げ(例:認知症高齢者グループホームなど)
  - 1/3 → 1/2に引上げ(例:介護老人保健施設など)

# 障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業の概要

平成27年度予算額  
630,000千円

→

平成28年度予算(案)  
1,351,364千円

※25年度から(東日本大震災復興特別会計) ※復興庁一括計上

## (1) 概要

東日本大震災等を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成するもの

## (2) 補助対象施設

※ 現在、過去において国庫補助金の整備対象としたものが対象。

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、共同生活介護、共同生活援助、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、福祉ホーム、保護施設、身体障害者社会参加支援施設 等

## (3) 負担割合

① 激甚法の対象施設(公立施設の一部、児童福祉施設)

都道府県等の負担分(1/4)に対する、国の援助率を決定(100分の50~100分の90(※))。

(※) 自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の国の負担割合に加算。

② 更なる法的措置による対象施設(激甚法対象施設以外で法律に根拠のある施設)

1/2 → 2/3に嵩上げ

③ 予算措置による嵩上げ(①、②に該当しない障害児施設など)

1/2 → 2/3に嵩上げ

## (4) 内 訳

被災自治体からの聞き取りによる

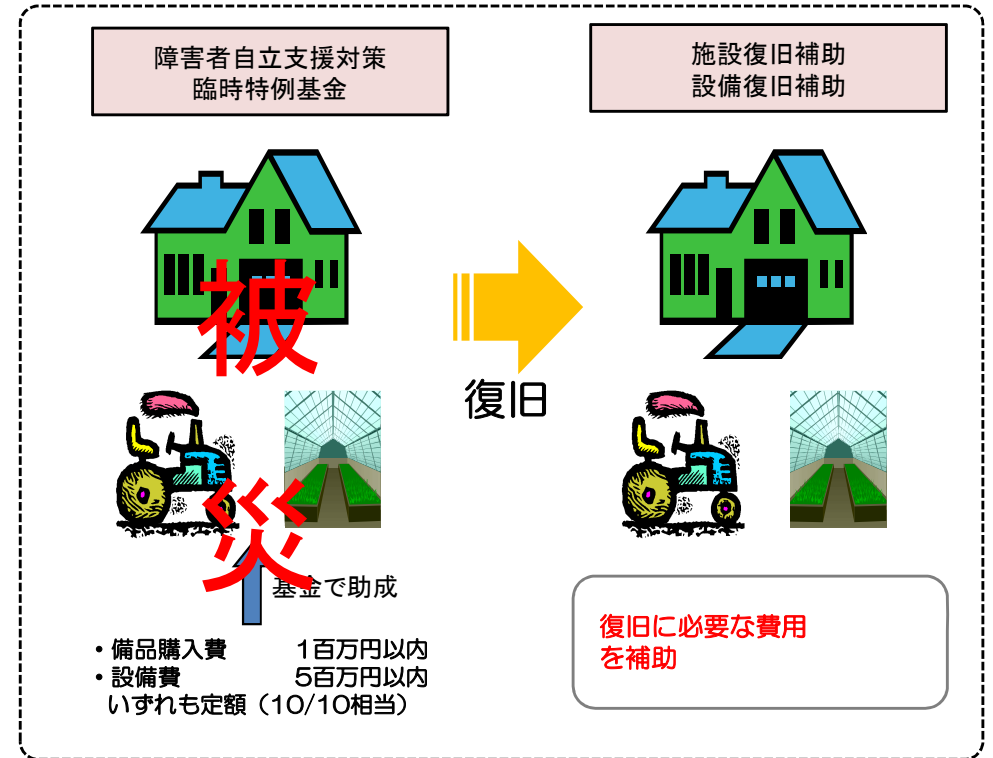
# 障害者施設の事業復旧にかかる設備整備

平成27年度予算額 平成28年度予算（案）  
40,000千円 → 5,533千円

※ 25年度から（東日本大震災復興特別会計）※復興庁一括計上

障害者福祉のため当面必要な施設を確保するため、被災した障害者施設の復旧事業とあわせ、事業再開のために必要な備品・設備等の復旧費用を補助する。

1. 所要額 5,533千円
2. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市  
(岩手県、宮城県、福島県)
3. 補助率 定額補助（10/10相当）
4. 補助単価
  - ・備品購入費 1,000千円以内
  - ・設備費 5,000千円以内
5. 対象施設 東日本大震災により被災した障害者施設（施設復旧事業並び）



## ○ 設備整備の主な例

- ・印刷製本設備（カラープリンター、製本機）
- ・パン製造設備（デッキオープン、冷凍庫等）
- ・菓子類製造設備（大型オープン等）
- ・クリーニング関連設備（洗濯機、乾燥機等）
- ・車輜（マイクロバス、軽トラック、ワゴン）
- ・厨房設備
- ・椎茸等栽培用ビニールハウス、草刈機
- ・バイオ燃料生成装置用給油ポンプ
- ・豆腐冷却用水槽、大豆洗浄機
- ・手織機設備
- ・フォークリフト、耕耘機
- ・名刺・はがき用点字印刷機
- ・Tシャツ絵柄用プリンタ
- ・おしぼり作業用ボイラー、包装機
- ・培養土の貯蔵庫

# 障害福祉サービス事業再開支援事業

○被災地における障害福祉サービス基盤整備事業

平成28年度予算（案）： 304,604千円

甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

## 1. 実施主体

岩手県、宮城県、福島県（圏域内の中核となる社会福祉法人等に委託して実施することができる。）

## 2. 事業の内容

支援の必要な事業所等に対して①から④に掲げる支援を行い、以下の事業が円滑に進むよう支援する。

- ① 圏域内事業所からの相談の受付
- ② 福祉人材等のマンパワー確保のための支援
- ③ 障害者就労支援事業所の活動支援
- ④ その他被災地における障害福祉サービス等の利用支援に資する事業

## 3. 補助割合： 定 額(10/10)

# 児童福祉施設等の東日本大震災に係る災害復旧費について (東日本大震災復興特別会計)

28年度予算(案): 5.6億円(27年度予算額:17億円)

## 1 事業内容

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画上、平成28年度に復旧予定の施設などの災害復旧事業に要する経費について財政支援を行う。

## 2 補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、認定こども園(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分)、へき地保育所、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育てのための拠点施設、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子健康センター

## 3 実施主体

県・指定都市・中核市

## 4 補助率

・激甚法の対象施設(児童養護施設、保育所など)  $1/2 \rightarrow 1/2$ に加え一定率(※)を嵩上げ

(※自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の国の負担割合に加算)

・予算措置による嵩上げ(激甚法の対象施設以外)  $1/2 \rightarrow 2/3$ に嵩上げ  $1/3 \rightarrow 1/2$ に嵩上げ

# 児童福祉施設等の事業復旧に係る設備整備について (東日本大震災復興特別会計)

28年度予算(案):0.2億円(27年度予算額:0.2億円)

## 1 事業内容

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画、平成27年度に復旧予定の施設などの災害復旧事業とあわせ、事業再開のために必要な備品・設備等に要する経費について財政支援を行う。

## 2 補助対象施設

児童養護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設、児童家庭支援センター、児童相談所、一時保護施設、職員養成施設、婦人相談所、認定こども園(幼稚園型認定こども園の保育所機能部分)、へき地保育所、認可外保育施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所、子育て支援のための拠点施設、児童厚生施設、母子福祉センター、母子休養ホーム、母子健康センター、放課後健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業

## 3 実施主体

県・指定都市・中核市

## 4 補助率

定額補助

# 保健衛生施設等災害復旧費補助金(施設)

28年度予算(案)  
266,784千円(復興庁計上)  
(27年度予算額 54,560千円)

東日本大震災で被災した保健衛生施設等の復旧を支援し、地域住民の健康確保や疾病予防など公衆衛生の確保を図る。

## 事業内容

施設種別	通常補助率 (災害復旧)	嵩上げ措置
市町村保健センター	1/3	1/2

### 【基本方針の該当箇所】

- 5 復興施策
- (2) 地域における暮らしの再生  
(地域の支え合い)
- (iii) 被災者が安心して保健・医療、  
介護・福祉・生活支援サービス  
を受けられるよう、施設等の復  
旧のほか…環境整備を進める

## 積算の考え方

東日本大震災で被災した保健衛生施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成28年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。



# 水道施設の災害復旧に対する支援（復興） 〈復興庁一括計上〉

28年度予算(案) 181億円  
(27年度予算額 165億円)

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成28年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

（交付対象）

- ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設（注1）を復旧する事業  
→ 〈補助率〉 80/100~90/100（特別立法による嵩上げ。通常は1/2）
  
- ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設（注2）を復旧する事業  
→ 〈補助率〉 1/2（通常は補助対象外）
  
- ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの  
→ 〈補助率〉 1/2（通常は補助対象外）

（注1） 50人以上100人以下を給水人口とする水道施設 （注2） 配水管から分岐して最初の止水栓までの部分

# 地域医療再生基金の概要

## 【目的】

- 21年度補正予算において、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置。
- 22年度補正予算において、対象地域を都道府県単位(三次医療圏)の広域医療圏における医療提供体制の課題を解決するために基金を拡充。
- 23年度補正予算において、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のうち、津波等で甚大な被害を受けた地域を中心に基金を拡充。
- 24年度予備費を活用し、被災地(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における医療施設の早期復旧・復興について、更なる医療復興支援が必要なため、被災県が医療の復興計画等に定める事業を支援するために基金を拡充。
- 24年度補正予算にて、地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時(平成22年度)以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うために基金を拡充。
- 27年度当初予算にて、被災県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)が医療の復興計画等に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時(平成23年度)以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うために基金を拡充。

## 【対象事業】

- 都道府県が策定する地域医療再生計画、医療の復興計画に基づく事業を支援

再生計画	復興計画	財源	予算措置額	対象地域	計画期間等
○		平成21年度補正予算	2,350億円	二次医療圏を基本とする地域 (94地域×25億円)	計画期間は平成25年度まで (平成25年度末までに開始した 事業は延長して実施可能)
		平成22年度補正予算	2,100億円	都道府県単位(三次医療圏) ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏	
		平成24年度補正予算	500億円	都道府県単位	
	○	平成23年度補正予算	720億円	被災3県(岩手、宮城、福島)	計画期間は平成27年度まで (平成27年度末まで※に開始した 事業は延長して実施可能) ※茨城県は、平成25年度末まで
		平成24年度予備費	380億円	被災3県及び茨城県	
		平成27年度当初予算	172億円	被災3県及び茨城県	

# 地域医療支援センター運営事業

平成26年度以降、**地域医療介護総合確保基金**を活用して実施

医師の地域偏在（都市部への医師の集中）の背景

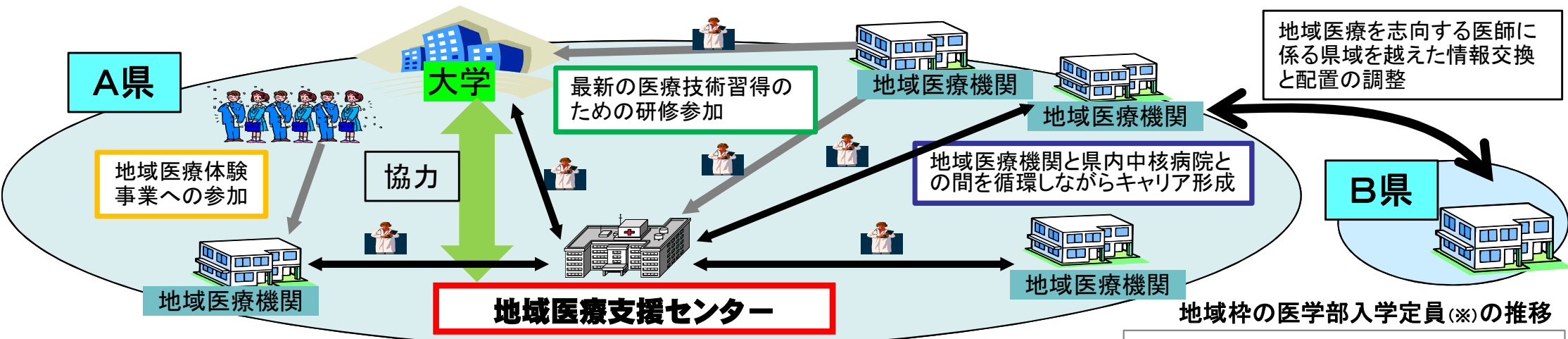
➢ 高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかという将来への不安等

## 地域医療支援センターの目的と体制

- 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組む**コントロールタワー**の確立。
- 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- **専任の実働部隊**として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。

・ 人員体制：専任医師2名、専従事務職員3名

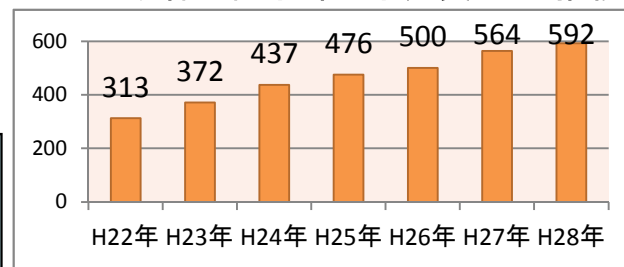
・ 設置場所：都道府県庁、〇〇大学病院、都道府県立病院等



## 地域医療支援センターの役割

- 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。

地域枠の医学部入学定員(※)の推移



(※) 医学部の定員増として認められた分であり、このほか、既存の定員等を活用し都道府県と大学が独自に設定した地域枠もある。

- 平成27年12月現在、全国46都道府県で地域医療支援センターを設置している。
- 平成23年度以降、45都道府県で合計3,306名の医師を各都道府県内の医療機関へあっせん・派遣をするなどの実績を上げている。(平成27年7月時点)

# 被災地における福祉・介護人材確保事業

平成28年度予算(案) 0.9億円(1.8億円) (東日本大震災復興特別会計)

【目的】 東日本大震災により特に甚大な被害を受け、特に福祉・介護人材の確保が困難になっている福島県で従事する介護人材を広域的に確保する

【ポイント】 県外からの就職予定者に対し、福島県相双地域等の介護施設等における就労を条件として奨学金(学費(介護職員初任者研修受講料等の実費)15万円(上限)、就職準備金30万円)(平成28年度より、世帯赴任加算(世帯で赴任の場合:12.5万円+(世帯員数-1)×5万円、単身赴任の場合:20万円)、自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用等)(実費)20万円(上限)を新設)を貸与する(※2年間就労した場合に全額返済免除)

貸付対象者は他地域から就労する者であることに配慮し、現地の住宅情報の提供等、住まいの確保を支援する

【事業概要】 福島県が適当と認める団体(実施主体)

## 研修受講費の貸与

【貸付対象者】

福島県相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者

【研修メニュー】

- ・無資格者 介護職員初任者研修
- ・有資格者 県社協等が実施する現任者向け研修

【貸付内容】

- ①学費 15万円を上限(実費の範囲内)
- ②就職準備金 30万円
  - + 世帯赴任加算(平成28年度より新設)
    - ・世帯で赴任の場合:12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
    - ・単身赴任の場合:20万円
  - + 自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)(平成28年度より新設) 20万円を上限(実費の範囲内)

【貸付条件等】

- ・福島県が適当と認める団体が示す施設における就労を条件
- ・当該施設で2年間従事した場合は全額返済免除

※ 就職準備金部分は1年間の従事により免除

## 住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

## 事業の広報

【事業の流れ】

※ 本事業は福島県単独事業と連携して実施

①貸付申請



②斡旋依頼に基づき、現地で従事する施設を提示

③奨学金の貸与

⑤現地の住宅情報を紹介

相双地域等への就職希望者

無資格者

有資格者

④研修受講

介護職員  
初任者研修

現任研修

(研修修了後)※

相双地域等の住居

⑥福島県が適当と認める団体が示した施設で就労(2年間の従事で返済免除)

相双地域等の介護施設

人材の斡旋を依頼

※有資格者は現地で働きながら受講も可